

国際教養大学嘱託職員就業規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第41号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 人事（第5条—第7条）
- 第3章 給与（第8条—第11条）
- 第4章 服務（第12条）
- 第5章 労働時間、休日、休暇等（第13条—第18条）
- 第6章 研修（第19条）
- 第7章 表彰（第20条）
- 第8章 懲戒処分等（第21条）
- 第9章 安全及び衛生（第22条）
- 第10章 出張（第23条）
- 第11章 災害補償（第24条）
- 第12章 福利厚生（第25条）
- 第13章 補則（第26条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）に勤務する嘱託職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、法人と1年以内の期間を定めた雇用契約を結び、法人で勤務する者のうち労働時間が週40時間の職員（以下「有期雇用嘱託職員」という。）及び有期雇用嘱託職員のうち第6条の2第3項の規定により期間の定めのない雇用契約に転換された者（以下「無期雇用嘱託職員」という。）（以下これらを「嘱託職員」と総称する。）に適用する。

2 法人と1年以内の期間を定めた雇用契約を結び、法人で勤務する者のうち労働時間が週40時間未満の職員については、短時間労働者就業規程の定めるところによる。

（法令との関係）

第3条 この規程及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労働基準

法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の定めるところによる。

（規程の遵守）

第4条 法人及び嘱託職員は、誠意をもってこの規程を遵守しなければならない。

第2章 人 事

（採用等）

第5条 国際教養大学教職員就業規程（以下「教職員就業規程」という。）第2章の規定（第5条第4項から第6項まで、第5条の2、第5条の3、第5条の4、第11条、第13条から第15条まで、第16条第2項並びに第18条第1項第三号及び第3項第三号を除く。）は、有期雇用嘱託職員の人事について準用する。この場合において、教職員就業規程第5条第3項中「1年を超え3年以内」とあるのは「1年以内」と、教職員就業規程第16条第1項第六号中「第13条第三号に定める場合以外で行方不明となったとき」は「行方不明となったとき」と読み替えるものとする。

2 教職員就業規程第2章の規定（第5条、第5条の2、第5条の3、第11条、第13条から第15条まで、第16条第2項並びに第18条第1項第三号及び第3項第三号を除く。）は、無期雇用嘱託職員の人事について準用する。この場合において、教職員就業規程第16条第1項第六号中「第13条第三号に定める場合以外で行方不明となったとき」は「行方不明となったとき」と読み替えるものとする。

3 嘱託職員については、その採用の日から起算して2月間を試用期間とする。

（再契約の回数）

第6条 有期契約嘱託職員との再契約は、1人につき4回までとする。ただし、法人が特に認める場合は、この限りでない。

（無期雇用契約への転換）

第6条の2 有期雇用嘱託職員のうち、通算契約期間が4年を超える職員は、現在締結している雇用契約が満了するまでの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない雇用契約の締結を申し込むことができる。

2 前項の通算雇用期間は、有期雇用契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期雇用契約については、その末日までの期間とする。ただし、雇用契約が締結されていない期間が連続して6月以上ある職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。

3 法人は、第1項の申込みがあった場合は、当該職員の能力、法人の運営状況等を勘案し、当該職員について期間の定めのない雇用契約を締結するかどうかを決定するものとする。

(解雇制限)

第7条 引き続き1年を超えて法人で勤務する有期雇用嘱託職員以外の有期雇用嘱託職員については、第5条の規定により教職員就業規程第19条を準用する場合において、同条中「療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法に基づく傷病補償年金を受けている場合、又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合」とあるのは「労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合、又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」と読み替えるものとする。

第3章 給 与

(給与の定義)

第8条 この規程で「給与」とは、月給、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当をいう。

(月給)

第9条 月給は、一の月の職務遂行に対する対価として、嘱託職員に支給する。

2 月給は、次の各号に掲げる嘱託職員の職種の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲で理事長が決定のうえ支給する。

- 一 学長秘書 18万円～27万円
- 二 図書司書、一般事務、サテライトセンター関連事務 15万円～28万円
- 三 運転、施設・環境整備 16万円～25万円
- 四 健康管理 18万円～23万円
- 五 進学企画 15万円～25万円
- 六 事務補助 11万円～19万円

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第10条 国際教養大学教職員給与規程(以下「教職員給与規程」という。)第12条及び第13条(第3項を除く。)の規定は、嘱託職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当について準用する。この場合において、教職員給与規程第12条及び第13条中「労働時間等規程」とあるのは「第13条により準用される教職員労働時間等規程」と、「勤務1時間当たりの年俸額」とあるのは「勤務1時間当たりの月給額」と読み替えるものとする。

(給与の支給及び支払方法)

第11条 教職員給与規程第5章各条(第17条ただし書、第18条、第23条及び第24条を除く。この条において同じ。)の規定は、嘱託職員の給与の支給及び支払方法について準用する。この場合において、教職員給与規程第5章各条中「年俸」及び「実年俸」とあるのは「月給」と、教職員給与規程第16条及び第17条中「年

度」とあるのは「月」と、教職員給与規程第17条及び第26条中「労働時間等規程」とあるのは「第13条により準用される教職員労働時間等規程」と、教職員給与規程第20条中「実年俸額」とあるのは「月給額に12を乗じた額」と、教職員給与規程第26条中「年俸及び役職年俸」とあるのは「月給」と、「休日勤務手当、深夜勤務手当及び特別勤務手当」とあるのは「休日勤務手当及び深夜勤務手当」と読み替えるものとする。

第4章 服 務

(服務等)

第12条 教職員就業規程第4章の規定は、嘱託職員の服務について準用する。

第5章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間、休憩及び休日)

第13条 国際教養大学教職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「教職員労働時間等規程」という。）第2章各条及び第3章の規定は、嘱託職員の労働時間、休憩及び休日について準用する。

(年次有給休暇)

第14条 嘱託職員に、年次有給休暇を、最初の年度（4月1日から翌年の3月31日まで）については勤務開始日に、2年度以後については年度の初日に付与する。

2 前項により嘱託職員に付与する年次有給休暇の日数は、最初の年度については別表第一、2年度以後については別表第二に定める日数とする。

3 削除

4 嘱託職員の、2年度以後における年次有給休暇の付与については、前年度における出勤率が全勤務日の8割に満たない場合は、第1項に定める年次有給休暇を付与しない。ただし、出勤率の算定に際し、次の各号の期間は出勤したものとみなすとともに、法人の責に帰すべき事由および不可抗力により休業した期間は勤務日より除外して取り扱う。

一 公務上の負傷又は傷病による休業期間

二 第1項に定める年次有給休暇の期間

三 第15条に定める特別休暇の期間

四 第17条に定める育児休業の期間

五 第18条に定める介護休業の期間

5 教職員労働時間等規程第15条本文及び第16条の規定は、嘱託職員の年次有給休暇の単位及び年次有給休暇の繰り越しについて準用する。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、結婚、服忌、出産、育児、介護、生理、妊婦休息等、夏季、選挙権の行使その他の特別の事由により嘱託職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間等は教職員労働時間等規程別表第2を準用する。

(休暇の時季の指定及び変更)

第16条 教職員労働時間等規程第19条の規定は、嘱託職員の休暇の時季の指定及び変更について準用する。

(育児休業)

第17条 嘱託職員のうち、1歳に満たない子を養育する必要がある者で、次の各号のいずれにも該当する者は、理事長に申し出ることにより、育児休業を取得することができる。

- 一 申出の時点において、法人に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- 二 申出の時点において、子が1歳に達する日を超えて、法人との雇用関係が継続することが見込まれること。
- 三 申出の時点において、子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

2 前項に定めるほか、嘱託職員の育児休業に関する事項については、国際教養大学育児休業規程（以下、「育児休業規程」という。）を準用する。この場合において、育児休業規程第8条第1項中「国際教養大学教職員給与規程第5条第2項に定める年俸」とあるのは「国際教養大学嘱託職員就業規程（以下、「嘱託職員就業規程」という。）第9条に定める月給」と、育児休業規程第8条第2項、第9条、第14条及び第16条中「年俸」とあるのは「月給」と、育児休業規程第8条第2項中「給与規程第17条」とあるのは「嘱託職員就業規程第11条により準用される給与規程第17条」と、育児休業規程第14条中「給与規程第19条の規定に準じて算出した勤務一時間あたりの年俸額」とあるのは「嘱託職員就業規程第11条により準用される給与規程第19条の規定に準じて算出した勤務一時間あたりの月給」と読み替えるものとする。

(介護休業)

第18条 嘱託職員のうち、家族の介護を行う必要がある者で、次の各号のいずれにも該当する者は、理事長に申し出ることにより、介護休業を取得することができる。

- 一 申出の時点において、法人に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- 二 申出の時点において、介護休業をしようとする日から93日を経過する日（以下、「93日経過日」という。）を超えて、法人との雇用関係が継続することが見込まれること。
- 三 申出の時点において、93日経過日から1年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

2 前項に定めるほか、嘱託職員の介護休業に関する事項については、国際教養大学介護休業規程（以下、「介護休業規程」という。）を準用する。この場合において、介護休業規程第7条第1項中「国際教養大学教職員給与規程第5条第2項に定める年俸」とあるのは「国際教養大学嘱託職員就業規程（以下、「嘱託職員就業規程」という。）第9条に定める月給」と、介護休業規程第7条第2項、第8条及び第11条第4項中「年俸」とあるのは「月給」と、介護休業規程第7条第2項中「給与規程第17条」とあるのは「嘱託職員就業規程第11条により準用される給与規程第17条」と、介護休業規程第11条第4項中「給与規程第19条の規定に準じて算出した勤務一時間あたりの年俸額」とあるのは「嘱託職員就業規程第11条により準用される給与規程第19条の規定に準じて算出した勤務一時間あたりの月給」と読み替えるものとする。

第6章 研修

（研修）

第19条 教職員就業規程第6章の規定は、嘱託職員の研修について準用する。

第7章 表彰

（表彰）

第20条 教職員就業規程第7章の規定は、嘱託職員の表彰について準用する。

第8章 懲戒処分等

（懲戒処分等）

第21条 教職員就業規程第8章の規定は、嘱託職員の懲戒処分等について準用する。この場合において、教職員就業規程第35条第2項第二号中「年俸」とあるのは「月給」と読み替えるものとする。

第9章 安全及び衛生

（安全・衛生の確保に関する措置等）

第22条 教職員就業規程第9章の規定は、嘱託職員の安全・衛生の確保に関する措置等について準用する。

第10章 出張

（出張）

第23条 教職員就業規程第10章の規定は、嘱託職員の出張等について準用する。

第11章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第24条 嘱託職員の業務災害及び通勤災害については、労働者災害補償保険法（引き続き1年を超えて法人で勤務する嘱託職員にあっては、地方公務員災害補償法）の定めるところによる。

第12章 福利厚生

(通勤費補助)

第25条 教職員福利厚生規程第4条の規定は、嘱託職員の通勤費補助について準用する。ただし、支給額については、第二項第1号及び第2号に該当する職員はいずれも3万6千円を上限とする。

第13章 補則

(細則)

第26条 この規程の施行に係る細則については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

別表第一

勤務開始日の属する月	4月から 9月まで	10月	11月	12月	1月	2月	3月
付与日数（日）	10	8	6	4	3	2	1

別表第二

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度以後
付与日数（日）	11	12	14	16	18	20